

陳 情	受 理 番 号	174	受 理 年 月 日	令和 6 年 11 月 20 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	保育料の還付制度の創設について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

件 名 保育料の還付制度の創設について（陳情）

陳情の要旨

住民税の税額に修正があり還付が発生した場合に、払い過ぎた保育料の還付制度を創設してください。

陳情の理由

- (1) 令和 4、5 年の確定申告に誤りがあり、税務署に所得税の「更生の請求」を提出したのですが、那覇市の担当窓口の方に確認したところ、保育料は住民税の税額に変更があった場合でも、還付することは出来ないとのことでした。
- (2) 確定申告に誤りがあったのは当然私の確認不足ではありますが、税金の還付が可能なのに、払い過ぎた分の保育料の還付が出来ない理由が納得できず、今後同様のケースで悩んでいる方や少子化対策の一助になればと思い、本陳情に至りました。
- (3) ネットを検索すると、埼玉県本庄市の平成 31 年 3 月 19 日回答の市長あての意見で、上記同様のものがあり、結論としては「市がその納税者に還付をしても国や県の予算から市に還付されることがないため、還付はできません」との回答でした。

しかし同時に、「内閣府のHPには市町村の判断で更生後の利用者負担額を当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることを妨げません」との記載があることも確認できます。

国は市町村の独自の「判断」で、遡及をしてもいいとの認識のようであり、実際県外では江戸川区、長岡市など多くの自治体で独自判断によって還付制度を設けております。

- (4) 日本全体で少子化が進む中、0～2 歳児の保育料は家計への大きな負担であり、明石市のように那覇市でも第 2 子以降は保育料完全無償化などを検討して頂きたいところですが、せめて払い過ぎた分の還付制度を作って頂けないでしょうか。